

憲 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚だけ配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 80 分です。
- VII 問題は 1～2 ページにあります。

憲 法

〔問題〕

次の事案を読み、下の問に答えなさい。

〔事案〕

都市公園法は、地方公共団体が設置する都市公園については、当該地方公共団体が公園管理者として管理するものとしている（2条の3）。N市も同法に従い、N市都市公園条例を制定し、都市公園に施設を設置する許可を受けた者は、N市に対し、占有面積1平方メートルにつき1か月360円の使用料を納付しなければならないと定めている。ただし、同条例によれば、市長は、公共的団体が公益の目的で当該公園施設を設置する場合には、その全額を免除することができる。

団体Aは、宗教法人ではないが、その定款に「儒教を普及し、儒学を中心とする東洋文化の普及及び人材の育成を図り、もって地域社会への貢献、世界平和に寄与すること」を目的とすると定める、中国人華僑とその子孫により構成される団体である。団体Aは、儒教精神の継承、そして儒学の振興のため、N市内に孔子廟（以下、「本件施設」という。）を設置することを決定し、N市の設置する都市公園の一つ、M公園内に本件施設を設置する許可を求めた。

N市内には、第二次世界大戦前、孔子廟があり、華僑の人々の交流の場となっていたが、戦災により破壊されてしまい、孔子廟の復建は華僑の人々の悲願であった。団体Aの粘り強い活動の末、N市長は、M公園の敷地内に孔子廟を設置することを許可したうえで（以下、「本件設置許可」という。）、その使用料を全額免除した。

本件施設は、儒学の祖である孔子並びにその門弟である四配（顔子、曾子、子思及び孟子）を祀る廟であり、大成殿（床面積63.76平方メートル）、啓聖祠（同20.61平方メートル）、明倫堂・図書館（同372.59平方メートル）、至聖門及び御庭空間等によって構成されており、総面積は、1,335平方メートルである。本件施設には、観光目的で来訪する者が多いが、受験合格や家族繁栄等を祈願する者もいる。公園開園時間内は、誰でも無料で入場できる。

本件施設においては、毎年、孔子の誕生日とされる9月28日に、孔子等を祀る祭事が行われる。そこでは、供物を並べて孔子の霊を迎え、香を上げ祝文の奉読等をした後に孔子の霊を送り返す趣旨の儀式が執り行われる。その他の日には、本件施設では、儒学講座、中国語講座、中国史についての講演が行われるほか、太極拳講座や空手大会など、地域の様々な行事の場所としても使われている。

N市の住民であるXらは、本件設置許可と使用料の免除が憲法の定める政教分離原則に違反するとして、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、N市長が、M公園

の使用料 181 万 7063 円（以下、「本件使用料」という。）を請求しないことが違法であることの確認を求めた（以下、「本件訴訟」という。）。

問 1 憲法 89 条前段は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため……これを支出し、又はその利用に供してはならない」と定める。この条文の趣旨と「宗教上の組織若しくは団体」の意義、そして、判例上、この条文に違反するか否かがどのような基準により判断されているかを論じなさい。

問 2 本件訴訟において、本件設置許可と使用料免除が憲法 89 条前段に違反するとの主張を X らが行うにあたって、もっとも有効な主張を具体的に論じなさい。